



平成 22 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社大電社  
代 表 者 名 代表取締役社長 下吉 英之  
(JASDAQ・コード9907)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 竹内 悟朗  
電 話 番 号 06-6632-6111

### 当社完全子会社化のための定款の一部変更 及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、公告方法の変更のための定款一部変更、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式（下記「Ⅱ. 1. (1) 変更の理由」において定義します。）の取得の決定及び定時株主総会の基準日に関する規定を削除するための定款一部変更について、平成 22 年 3 月 26 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、同日開催予定の普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### I. 公告方法の変更のための定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

公告すべき事項の周知性の向上及び公告方法の合理化を図るため、現行定款第 5 条の公告方法を電子公告に変更し、併せて不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、公告方法の変更のための定款一部変更は、本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものとします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> ただし、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>

## II. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更について

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件

#### (1) 変更の理由

平成21年12月2日付「株式会社立花エレテックによる当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「当社賛同意見表明」といいます。）等にてご報告申し上げておりますとおり、当社の親会社である株式会社立花エレテック（以下「立花エレテック」といいます。）は、当社が平成19年3月期以後、直近3事業年度において連続で経常損失を計上し、平成17年3月期以後、直近5事業年度において連続で営業損失を計上しており、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況に至り、当社における更なる抜本的な経営改革が必要であるとの認識を有するようになり、かかる抜本的な経営改革を実現するためには、立花エレテックによる経営への関与をさらに強め、経営責任をより明確にした事業体制への転換を図ることにより、立花エレテックと当社の間でより強固な協力体制を構築していくことが必要であると判断し、当社の発行済株式の全株式（自己株式を除きます。）を取得し、当社を立花エレテックの100%子会社化することを企図し、平成21年12月3日から平成22年1月21日まで当社普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いました。その結果、立花エレテックは、平成22年1月28日（決済開始日）をもって、当社の発行済普通株式3,442,071株（発行済株式総数に対する割合63.74%）を取得し、当社普通株式5,084,071株（発行済株式総数に対する割合94.15%）を所有するに至っております。

当社も、当社の上記の現状に鑑みれば、当社が抜本的な経営改革を実現するためには、立花エレテックの100%子会社となることにより、立花エレテックとの経営統合を通じて得られる強固な協力体制の構築が必要であり、それによってもたらされる立花エレテックの有する経営資源の活用可能性並びに業務面及び財務面の相乗効果等が想定されることからすれば、立花エレテックの100%子会社となることが、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、また、当社の株主の皆様適切な価格による当社の株式の売却機会を等しく提供することが当社及び当社の株主の皆様にとって最適であると考えたため、当社賛同意見表明において公表しておりますとおり、本公開買付けに賛同いたしました。また、立花エレテックは当社に対し、当社が立花エレテックの100%子会社となる手続を実行するよう要請を行ったため、上述した本公開買付けの結果を踏まえ、当社はかかる手続を実施することといたしました。

具体的には、以下①から③の手続（以下総称して「本定款一部変更等」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、A種種類株式を発行する旨の定めを新設する。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す（以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。  
なお、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、上記①によるA種種類株式を13万分の1株の割合をもって交付する旨を定めるものとする。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、株主（当社を除きます。）の皆様から当社の全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、株主（当社を除きます。）の皆様に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を13万分の1株の割合をもって交付する。

本種類株式発行に係る定款一部変更は、上記本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。会社法上、全部取得条項付種類株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、本定款一部変更等の①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である本定款一部変更等の②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。また、本定款一部変更等の③における全部取得条項付普通株式の取得の対価として、定款変更案第6条の2の内容のA種種

類株式を設けることとしております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本種類株式発行に係る定款一部変更は、本臨時株主総会において同定款変更案に係る議案が承認可決された時点で効力を生じるものとします。

(下線は変更部分)

現行定款	追加変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 1, 400万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条 (省略) (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1, 000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1, 400万株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は1, 399万9, 950株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は50株とする。</p> <p><u>(A種種類株式)</u> 第6条の2 当社は残余財産を分配するときはA種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき400円に、A種種類株式1株の交付と引換えに取得される全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいう。)の付された普通株式の数を乗じた金額の金銭(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。</p> <p>2. A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主又はA種登録株式質権者はA種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は1, 000株とし、A種種類株式の</p>

<p>第9条～第18条 (省略) (新設)</p> <p>第19条～第45条 (省略)</p>	<p>単元株式数は1株とする。 第9条～第18条 (現行どおり) (種類株主総会) 第19条 第14条、第16条乃至第18条 の規定は、種類株主総会にこれを準 用する。 2. 第15条第1項の規定は、会社法第 324条第1項の規定による種類株 主総会の決議にこれを準用する。 3. 第15条第2項の規定は、会社法第 324条第2項の規定による種類株 主総会の決議にこれを準用する。 第20条～第46条 (現行どおり)</p>
---	--

## 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件

### (1) 変更の理由

上記「1. (1) 変更の理由」で記載しておりますとおり、当社は、当社の現状に鑑みれば、当社が抜本的な経営改革を実現するためには、立花エレテックの100%子会社となることにより、立花エレテックとの経営統合を通じて得られる強固な協力体制の構築が必要であり、それによってもたらされる立花エレテックの有する経営資源の活用の可能性並びに業務面及び財務面の相乗効果等が想定されることからすれば、立花エレテックの100%子会社となること、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

本全部取得条項に係る定款一部変更は、本定款一部変更等のうち②として、上記「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る議案が本臨時株主総会において承認可決された場合に変更される定款（以下「変更後定款①」といいます。）の一部をさらに変更し、当社の普通株式に全部取得条項を付し、さらに当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、変更後定款①にて定められたA種種類株式13万分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、変更後定款①を追加変更するものであります。なお、本全部取得条項に係る定款一部変更は、(i) 上記「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じること、(ii) 下記「Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決されること、及び(iii) 本種類株主総会において、本全部取得条項に係る定款一部変更に係る定款変更案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成22年4月30日に効力を生じるものとします。

(下線は変更部分)

変更後定款①	追加変更案
<p>(新設)</p>	<p>(全部取得条項) 第6条の3 当社が発行する普通株式は、 当社が株主総会の決議によりその 全部を取得することができる。 2. 前項に基づき当社が普通株式を取 得する場合、当社は普通株式の取 得と引換えに、普通株式1株に対 してA種種類株式を13万分の1株の</p>

割合をもって交付する。
-------------

### III. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

#### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「II. 1. (1) 変更の理由」で記載しておりますとおり、当社は、当社の現状に鑑みれば、当社が抜本的な経営改革を実現するためには、立花エレテックの100%子会社となることにより、立花エレテックとの経営統合を通じて得られる強固な協力体制の構築が必要であり、それによってもたらされる立花エレテックの有する経営資源の活用の可能性並びに業務面及び財務面の相乗効果等により、立花エレテックの100%子会社となることが、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

全部取得条項付普通株式の取得の決定は、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条第1項に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、本定款一部変更等の①及び②による各変更後の定款の定めに従い、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式13万分の1株の割合をもって交付するものであります。

全部取得条項付普通株式の取得の決定に係る議案が本臨時株主総会において承認可決され、全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、当社は株主（当社を除きます。以下「1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」において同じです。）の皆様から全部取得条項付普通株式を取得しますが、当該取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価はA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主の皆様へ交付するA種種類株式の数は、立花エレテック以外の各株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、13万分の1株としております。このように割り当てられる1株未満の端数となるA種種類株式に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの端数処理がなされ、最終的には立花エレテック以外の各株主の皆様に対して現金が交付されることとなります。すなわち、当社は、全部取得条項付普通株式の取得に係る議案が本臨時株主総会において承認可決され、全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合に、株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主の皆様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て立花エレテックへその全部を売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却代金につきましては、別途定める基準日（平成22年4月28日とすることを予定しております。）において立花エレテック以外の各株主様が保有する当社普通株式の数に400円（本公開買付けにおける公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭を立花エレテック以外の各株主の皆様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。

#### 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

##### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当に関する事項

当社は、取得日（下記「(2) 取得日」において定めます。以下同様。）において、別途定める基準日（平成22年4月28日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様が有する全部取得条項付普通株式を取得し、本定款一部変更等の①及び②による各変更後の定款の定めに従い、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株に対してA種種類株式を13万分の1株の割合で交付します。

##### (2) 取得日

平成22年4月30日とします。

##### (3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、上記「II. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び

「Ⅱ. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。

なお、その他必要事項につきましては、取締役会にご一任願います。

#### IV. 定時株主総会の基準日に関する規定を削除するための定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

上記「Ⅱ. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び「Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、また、上記「Ⅱ. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る議案が本臨時株主総会及び本種類株主総会において原案どおり承認可決され、上記「Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に係る全部取得の効力が発生いたしますと、平成22年4月30日をもって、当社の株主は立花エレテック1社となりますので、定時株主総会の基準日制度はその必要性を失うこととなります。これに伴い、変更後定款①第13条の定時株主総会の基準日に関する規定を削除するものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、変更後定款①を追加変更するものであります。なお、本定時株主総会の基準日に関する規定を削除するための定款変更は、上記「Ⅱ. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び「Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、また、上記「Ⅱ. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る議案が本臨時株主総会及び本種類株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、定時株主総会の基準日に関する規定を削除するための定款一部変更に係る議案及びこれらの各議案の全てが承認可決された時点で効力を生じるものです。

(下線は変更部分)

変更後定款①	追加変更案
<p><u>(定時株主総会の基準日)</u>  <u>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第14条～第18条 (省略)            (種類株主総会)            第19条 第14条、第16条乃至第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第20条～第46条 (省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)            (種類株主総会)            第18条 第13条、第15条乃至第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第19条～第45条 (現行どおり)</p>

#### V. 上場廃止について

上記「Ⅱ. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び「Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、また、上記「Ⅱ. 2. 全部取得

条項に係る定款一部変更の件」に係る議案が本臨時株主総会及び本種類株主総会において原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の定める株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成 22 年 3 月 26 日から同年 4 月 23 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年 4 月 26 日をもって上場廃止になる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

#### VI. 日程の概要（予定）

平成 22 年 3 月 26 日（金）	本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日
平成 22 年 3 月 26 日（金）	上記「I. 公告方法の変更のための定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日
平成 22 年 3 月 26 日（金）	上記「II. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日
平成 22 年 3 月 26 日（金）	上記「IV. 定時株主総会の基準日に関する規定を削除するための定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日
平成 22 年 3 月 26 日（金）	整理銘柄への指定
平成 22 年 3 月 27 日（土）	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告
平成 22 年 4 月 23 日（金）	当社普通株式の最終売買日
平成 22 年 4 月 26 日（月）	当社普通株式の上場廃止日
平成 22 年 4 月 28 日（水）	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日
平成 22 年 4 月 30 日（金）	上記「II. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日
平成 22 年 4 月 30 日（金）	当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日

以上